

## 新規就農者サポート事業実施要領

制 定	平成 24 年 4 月 1 日 23 農経第 59815 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 24 農経第 63169 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日 25 農経第 63571 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日 27 農経第 8955 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日 28 農経第 25275 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日 28 農経第 81813 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日 29 農経第 72158 号
一部改正	平成 31 年 3 月 28 日 30 農経第 75229 号
一部改正	令和 2 年 3 月 30 日 元農経第 76040 号
一部改正	令和 3 年 8 月 1 日 3 農経第 30671 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日 6 農経第 17830 号

### 第1 目的

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、将来にわたり本県農業・農村を支える人材を確保していくためには、農家子弟のみならず、中高年齢者や他産業従事者、Iターン青年など多様な人材を幅広く確保・育成する必要がある。

このため、のれん分け就農を促進して就農希望者が円滑に就農できる環境を整備し、本県の次代を担う新規就農者を確保・育成するため、本実施要領を定める。

### 第2 事業の内容等

本事業の細事業、事業種目、事業実施主体、事業内容、事業実施期間及び補助率は、別表1のとおりとする。事業費の使途基準については、別表2のとおりとする。

各事業の実施基準については、別記に定めるところによるものとする。

### 第3 事業の実施等の手続

1 事業実施主体は、別記様式第1号の事業実施計画書（以下「実施計画」という。）を市町長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、第2の別表1の人材確保推進事業及びお試し就農促進事業の事業実施主体は、直接、香川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 市町長は、事業実施主体から提出された実施計画について十分審査を行うとともに、承認を行うときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

3 実施計画の承認は、当該実施計画が事業の実施基準等を満たし、かつ、事業の規模が適切であって、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合に行うものとする。

4 次に掲げる実施計画の重要な変更については、別記様式第2号により、1から3に準じて行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業実施内容の変更

(3) 補助金の増額を伴う事業費の増

### 第4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、別記様式第3号の事業実績報告書を作成し、事業完了後速やかに市町長を経由して知事に提出するものとする。

### 第5 事業の実施状況報告

事業実施主体は、別記様式第4号に基づき事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年5月末日までに市町長を経由して知事に報告しなければならない。ただし、人材確保推進事業及びお試し就農促進事業については、この限りでない。

また、第4の事業実績報告書の提出が2月末日以降になる場合は、事務手続きの簡素化の観点から、これを省略できる。

### 第6 指導推進等

市町長は、当該事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体を指導するとともに、その状況の把握に努めるものとする。

### 第7 助成措置

知事は、別に定めるところにより予算の範囲内において助成を行うものとする。

### 第8 その他

1 この要領に規定する実施計画、事業実績報告書、事業実施状況報告書及びその他の書類は、管轄する農業改良普及センター所長を経由して知事に提出するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

- 附 則  
この要領は、平成24年4月1日から適用する。
- 附 則  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、令和3年8月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

細事業	事業種 目	事業実施主 体	事業内容	事業実施期間	補助率（補助金上限）
新規就農者の里親育成事業	のれん分け就農促進事業	里親（別記第1の1の基準を満たす者をいう。以下同じ。）	里親の研修生に対する指導の経費について支援する。	2年以内	・研修生1人につき5万円／月 ・研修生2人目は3万3千円／月 ・対象とする研修生は2人以内
	人材確保推進事業		里親の行う就農相談会への出展、広報活動に要する経費について支援する。	1年以内	事業費の1／2以内（上限50千円）
	お試し就農促進事業	里親及び就農希望者	里親登録者が就農希望者を短期間受入れ、研修を行う「お試し就農」の取り組みを支援する。	就農希望者の事業対象期間3週間以内	定額10千円／週（就農希望者の上限30千円）
新規就農者の経営発展支援事業	機械施設導入支援事業	認定新規就農者・認定就農者、人・農地プランに位置づけられた就農5年以内の新規就農者又は就農5年以内の認定農業者	農機具格納庫や作業場、トラクター、予冷庫、田植機、コンバインなど新規に農業経営や農作業受託開始に必要な機械・施設の整備について支援する。	1年以内	事業費の1／3以内（上限は200万円。ただし、栽培管理用施設は上限400万円）
	遊休施設整備支援事業		ビニール温室など遊休施設の解体、移設、補修に要する経費並びに附帯施設の整備について支援する。		

別表 2

事業費の使途基準

細事業	事業種目	内 容
新規就農者の里親育成事業	のれん分け就農促進事業	指導経費
	人材確保推進事業	就農相談会への出展経費 人材確保に係る広報活動経費
新規就農者の経営発展支援事業	機械施設導入支援事業	実施基準に定める機械・施設の導入に係る経費
	遊休施設整備支援事業	実施基準に定める遊休施設の解体、移設、補修並びに附帯施設の導入に係る経費

## 新規就農者サポート事業の実施基準について

### 第1 新規就農者の里親育成事業

#### 1 里親の基準

助成対象となる里親は、香川県就農希望者研修受入機関認定制度要領（令和3年6月1日付け3農経第15886号）第2の1に登録された者（以下「里親登録者」という。）とする。

ただし、のれん分け就農促進事業については、里親登録者及び県内での独立・自営就農希望者を研修生として受け入れて実践的な研修を実施し、独立・自営就農の準備をサポートするとともに、独立・自営就農後も総合的にサポートする、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 香川県農業士・青年農業士・名誉農業士（以下「農業士等」という。）
- (2) 過去5年以上、農業士等を務めたことがある者。
- (3) かがわ農業MBA塾修了者または市町長あるいは農業協同組合の長が推薦する農家及び農業法人は、以下の基準を全て満たすこと。

ア 年間を通じて農業を営む事業体であること。

なお、「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物（自ら生産した農畜産物を原料とした加工品を含む）の販売収入がある農家または農業法人とする。

イ 研修生を受け入れた経験があり、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理や販売のノウハウ等について、研修生を十分に指導できる能力を有すること。

ウ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者。以下、同じ。）であること。

エ 「地域計画」のうち「目標地図」に位置づけられている、または位置づけられることが確実と見込まれる者であること。

オ 過去に研修、雇用、生産及び販売等について、法令に違反する等のトラブルがないこと。

#### 2 研修生の基準及び取り組む内容

##### (1) のれん分け就農促進事業

本事業で対象となる研修生は、本県での独立・自営就農を希望し、以下の基準及び取り組む内容を全て満たす者とする。

ア 研修修了後1年以内に本県で独立・自営就農する者であること。

イ 農の雇用事業など、その他の補助事業等の対象者でないこと。ただし、農業次世代人材投資事業（準備型）の受給者はこの限りでない。

ウ 過去の農業従事期間（親元の手伝い、パート、アルバイト等は含まない）が原則として2年未満であること。

エ 過去の研修期間が原則として2年未満であること。ただし、農業高校や農業大学校等の教育機関における就学期間は含まない。

オ 里親（事業実施主体）の3親等以内でないこと。

- カ 研修日誌（参考様式1号）を作成し、里親に提出すること。
- キ 研修終了時に研修レポート（参考様式2号）を作成し、里親に提出すること。
- ク 研修終了時まで「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第14条の4第1項に基づく青年等就農計画（以下「就農計画」という。）を作成し、該当市町長から認定を受けること。また、認定された就農計画の写しを里親に提出すること。

なお、本事業終了後も研修を継続する場合は、2年以内に限り就農計画の写しの提出を猶予できる。
- ケ 本事業において研修修了直後、1年後、2年後、3年後に里親を通じて実施する就農状況等の調査に協力すること。
- コ 市町や県から研修の実施状況について確認を求められた場合は、これに協力すること。また、市町や県から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

## （2）お試し就農促進事業

本事業で対象となる就農希望者は、本県での独立・自営就農を希望し、以下の基準及び取り組む内容を全て満たす者とする。

- ア 本県での独立・自営就農を検討していること。
- イ 里親（事業実施主体）の3親等以内でないこと。
- ウ 里親ごとに研修日誌（参考様式1号）及び研修レポート（参考様式2号）を作成し、知事に提出すること。
- エ 過去の本事業対象期間が2週間以下であること。
- オ 県から研修の実施状況について確認を求められた場合は、これに協力すること。また、県から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- カ 傷害保険に加入するなど、研修中の事故による怪我等には自身で備えておくこと。

## 3 里親が取り組む内容

### （1）のれん分け就農促進事業

#### ア 研修生に対する取組み

県内での独立・自営就農を希望する者を研修生として受け入れ、以下の取組みを原則として全て行うものとする。なお、研修期間は原則として1年以上とし、年間の研修時間がおおむね1,200時間以上とする。

#### （ア）実践的な農業研修

農作物の栽培管理技術や家畜の飼養管理技術、農産物の加工利用技術や出荷調整技術、農業簿記や販売戦略、労務管理や経営哲学など、農業経営者として必要な知識や技術等についての総合的な指導。

#### （イ）販路の確保支援

農業協同組合や市場の担当者、食品会社や量販店のバイヤーに研修生を紹介するなど、独立・自営就農後の販路の確保に対する支援。

(ウ) 地域農家等との交流支援

地域行事や水利慣行等についての指導や地域の農業者や住民の交流促進、並びに農村文化についての理解促進についての支援。

(エ) 関係機関との連携支援

普及指導員や農業協同組合の営農指導員、市町担当者や農業委員会、農機具メーカーや農薬メーカーの担当者を研修生に紹介するなど、関係機関との人脈づくりに対する支援。

(オ) 農地や農業機械等の確保支援

農業経営を始めるために必要な農地や施設、農業機械等の確保に対する支援。

(カ) 就農計画の作成支援

研修生の就農計画の作成を支援。

(キ) 独立・自営就農後のサポート

研修生が独立・自営就農した後も、技術、経営及び販売等について相談にのるなど、経営の早期安定化と経営発展に向けた取組みに対する支援。

イ 実施の手続き等

(ア) 指導記録を作成し、知事に提出すること。

(イ) 研修生から提出された研修日誌、研修レポート及び就農計画の写しを知事に提出すること。

(ウ) 本事業において実施する研修生の就農状況等について、研修修了直後、修了1年後、2年後、3年後に別記様式第3号により市町を経由して知事に報告すること。

(エ) 市町や県から研修の実施状況について確認を求められた場合は、これに協力すること。また、市町や県から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

(2) お試し就農促進事業

ア 就農希望者に対する取組み

本県での独立・自営就農を検討している就農希望者を受入れ、農作物の栽培管理、出荷調整や販売方法等について研修を行うものとする。なお、受入期間は原則として1週間以上とする。

イ 実施の手続き等

(ア) 研修生から提出された研修日誌及び研修レポートの写しを知事に提出すること。

(イ) 県から研修の実施状況について確認を求められた場合は、これに協力すること。また、県から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

4 人材確保推進事業

(1) 里親の基準

助成対象となる里親は、県内での独立・自営就農希望者を研修生として受け入れて実践的な研修を実施し、独立・自営就農の準備をサポートするとともに、独立・自営就農後も総合的にサポートする農家及び農業法人であって、以下の基準を全て満たすこと。

ア 年間を通じて農業を営む事業体であること。

なお、「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物（自ら生産した農



- 畜産物を原料とした加工品を含む)の販売収入がある農家または農業法人とする。
- イ 研修生を受け入れた経験があり、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理や販売のノウハウ等について、研修生を十分に指導できる能力を有すること。
  - ウ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者。以下、同じ。）であること。
  - エ 市町が作成する「人・農地プラン」（地域農業マスタープラン）に地域の中心となる経営体として位置づけられている、または位置づけられることが見込まれる者であること。
  - オ 過去に研修、雇用、生産及び販売等について、法令に違反する等のトラブルがないこと。

## (2) 取り組む内容

- ア 就農相談会への出展  
県外で開催される就農相談会への出展。
- イ 人材確保に係る広報活動  
県外で人材を確保することを目的とした広報活動の実施。

## 5 事業の採択について

のれん分け就農促進事業の採択に当たっては、研修計画の内容を基に決定するものとする。なお、アからウの基準についても考慮するものとする。

- ア 研修生の1人目
- イ 研修生の就農予定時の年齢が45歳未満
- ウ 事業実施主体（里親）が里親登録者

## 第2 新規就農者の経営発展支援事業

### 1 事業実施主体の基準

新規就農者の経営発展支援事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定新規就農者で、就農後5年以内の者
- (2) 認定農業者で、就農後5年以内の者

### 2 補助対象となる事業内容等

- (1) 単年度で事業を完了すること。
- (2) 補助対象とする機械・施設は、新規に整備するものであること。ただし、遊休施設整備支援事業は除く。
- (3) 補助対象事業費が100万円以上であること。
- (4) 整備しようとする機械・施設の単価は、50万円以上であること（本体見積価格が50万円以上の機械・施設及びその付属機器を補助対象とする。）。

### 3 事業種目毎の実施に当たっての留意点

#### (1) 機械施設導入支援事業

##### ア 作業場及び農機具格納庫

事業実施主体が自らの経営において使用するために整備するものであって、以下の

全ての基準を満たすこと。

- (ア) 整備する施設は、作業場や農機具を格納するスペースを設けた倉庫とする。
- (イ) 補助対象とする施設の規模は、事業実施主体の経営計画の効果的かつ効率的利用を十分に考慮したものであること。
- (ウ) 補助対象事業費は本体費、組み立て費、基礎工事費、土間工事費とし、電気工事費などその他の経費は補助対象外とする。ただし、建築確認のための諸経費は事業費に加算できるものとする。
- (エ) 補助対象とする施設は、以下の基準のいずれかを満たす建築物であること。
  - ① 農機具格納庫の用に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
  - ② 木造の建築物の場合、3階以上のもの又は延べ面積が500㎡、高さが13m、若しくは軒の高さが9mを超えるもの
  - ③ 木造以外の建築物の場合、2階以上のもの又は延べ面積が200㎡を超えるもの
- (オ) 施設用地は、事業着手までに本人が所有し、又は長期の借入れがなされていること。
- (カ) 施設用地が農地の場合は、農地法に基づく転用等の必要な手続を行うこと。
- (キ) 建築基準法等の関係法令を遵守すること。
- (ク) 目標年次における施設利用計画図について、複数年次により計画的に格納する農業機械を整備する場合にあっては、余裕を持った配置とすることができる。

イ 農業用機械・施設（作業場及び農機具格納庫を除く。）

事業実施主体が自らの経営において使用するために整備するものであって、以下の全ての基準を満たすこと。

- (ア) 整備する機械・施設は、別表1のとおりとする。
- (イ) 事業実施年度の翌々年度における対象作物の作付面積の合計が就農計画等の目標年度の80%以上とする計画があること。
- (ウ) 補助対象とする機械・施設の規模は、事業実施主体の経営計画の効果的かつ効率的利用を十分に考慮したものであることとし、過度な設備投資を避けるため、事業実施主体の保有する同種の機械・施設の導入状況を勘案し、カタログ等から作業可能面積範囲を算出するなど、採算性に配慮した利用計画とする。ただし、モデル的な機械の導入、複数の機械を組み合わせた体系的な利用体系を形成する場合など、特に必要と認めるものはこの限りではない。また、事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業及び既存機械等の代替として、同能力以下のものを再度整備（更新）するための農業用機械・施設の導入は補助対象外とする。
- (エ) 官公庁への申請、登録等に関する諸経費は、補助対象としない。

(2) 遊休施設整備支援事業

ア 既存の施設及び資材の有効利用並びに初期投資の軽減を図る観点から、以下の条件を全て満たす場合に限り、直営施工費を除く遊休施設の解体、移設、補修（以下「補修等」という。）に要する経費並びに附帯施設整備を補助対象とする。

イ 遊休施設の補修等及び附帯施設を整備する施設は、原則、別表1の栽培管理用機械施設のとおりとする。

- ウ 新設、新築と比較し、事業費が低減されるものであること。
- エ 売買等契約により、施設の所有権移転等を事前に行うこと。
- オ 補助事業等により整備した施設を活用する場合、処分制限期間内の施設にあつては、財産処分の手続きを事前に行うこと。
- カ 補修等により適正な耐用年数を有すること。
- キ 遊休温室を活用する場合には5 a 以上の施設であること。

#### 4 施設の管理運営

事業実施主体は、当該事業により整備された施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、目的に即して最も効率的な運用を図るとともに、各種保険に加入しなければならない。

別表 1

事業の内容	工種又は施設区分	構造、規格、能力等	事業量
農業用機械・器具 本体	乗用トラクター	型式、馬力数	台
	移植機	型式、能力 (a/h r)	台
	粉碎器	型式、能力 (m <sup>3</sup> /h r)	台
	田植機	型式、条数	台
	自脱型コンバイン	型式、条数	台
	播種用機械	型式、条数	台
	収穫機	型式、条数	台
	その他知事の認めるもの		
アタッチメント	ロータリーハロー	型式、作業幅	台
	その他知事の認めるもの		
集出荷機械・器具	乾燥機	型式、能力	台
	選別機	型式、能力	台
	予冷庫	型式、坪数	台
	洗浄機	型式、能力	台
	その他知事の認めるもの		
栽培管理用機械施設	栽培温室	ビニール温室	棟・m <sup>2</sup>
	暖房施設	方式	式
	換気施設	型式	式
	防鳥獣施設	形式	受益面積 <sup>a</sup>
	防風ネット	方式	受益面積 <sup>a</sup>
	雨よけ施設		棟・m <sup>2</sup>
	その他知事の認めるもの		

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿  
(○○市町長)

○○市町長

〔 住 所  
氏 名  
(法人の場合は法人名及び代表者氏名) 〕

年度新規就農者サポート事業の実施計画書の承認申請について

新規就農者サポート事業実施要領（平成24年4月1日付け23農経第59815号香川県農政水産部長通知）第3の1に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

(注) 関係書類として、

- ・新規就農者の里親育成事業（のれん分け就農促進事業）  
は別記様式第1-1号
- ・新規就農者の里親育成事業（人材確保推進事業）は別記様式第1-2号
- ・新規就農者の里親育成事業（お試し就農促進事業）は別記様式第1-3号
- ・新規就農者の経営発展支援事業は別記様式第1-4号  
を添付すること



### 3 研修計画（実績）

#### （1）研修の内容・方針・目標

研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
具体的な研修の目標・内容・習得させる技術	
研修修了後の姿	

#### （2）実践的な農業研修（指導記録）

年 月	研修日数等	研修の内容（習得させる技術等を具体的に記載すること）
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
月	日 時間	
合計	日 時間	

※時期に応じて習得させる技術等を具体的に設定し、年間を通じて同一作業の記載としないこと。  
 ※年間 1,200 以上の研修時間を確保すること。

(3) 販路の確保支援

年 月	支援の内容（具体的に記載すること）

(4) 地域農家等との交流支援

年 月	支援の内容（具体的に記載すること）

(5) 関係機関との連携支援

年 月	支援の内容（具体的に記載すること）

(6) 農地・農業機械等の確保支援

年 月	支援の内容（具体的に記載すること）

(7) 就農計画の作成支援

年 月	支援の内容（具体的に記載すること）

(8) 独立・自営就農後のサポート

年 月	支援の内容（具体的に記載すること）



#### 4 事業費

区分	事業費	内 訳	
計画	(A) + (B) 円	研修生 1 人目 : 50 千円 × 月 = 千円 (A)	
		研修生 2 人目 : 33 千円 × 月 = 千円 (B)	
実績	(A) + (B) 円	研修生 1 人目 : 50 千円 × 月 = 千円 (A)	
		研修生 2 人目 : 33 千円 × 月 = 千円 (B)	

#### 5 添付書類

- (1) 研修生の履歴書（写真を添付すること）
- (2) 事業実施主体（里親）が農業士またはかがわ農業MBA塾修了者以外の場合は、市町長または農業協同組合の長の推薦書
- (3) 研修日誌の写し（実績報告の場合）
- (4) 研修レポートの写し（実績報告の場合）
- (5) 認定就農計画の写し（実績報告の場合）

年度新規就農者の里親育成事業（人材確保推進事業）  
活動計画（実績報告書）

1 事業実施主体（里親）の概要

経営体名		代表者名	
所在地		農業経営年数	
経営作目と規模			
過去に受け入れた研修生			

2 活動計画（実績）

(1) 就農相談会への出展

年 月	内 容	事業費
		円

(2) 人材確保に係る広報活動

年 月	内 容	事業費
		円

4 添付資料

見積書など事業費の額の内容がわかる書類

領収書など事業費の額の内容がわかる書類（実績報告の場合）

年度新規就農者の里親育成事業（お試し就農促進事業）  
研修実施計画（実績報告書）

## 1 事業実施主体（里親）の概要

里親氏名 (法人名等)		農業経営 年数	
所在地			
経営作目と 規模			

## 2 就農希望者の受入計画

## (1) 受入概要

就農希望者氏名			
受入期間	年	月	日
	～	年	月
		日	( 日間)

## (2) 研修計画（実績）

	作物の栽培管理、出荷調整や販売方法等
計画	
実績	

## 3 事業費

区分	事業費	内 訳	
計画	円	10 千円 × 週 =	千円 (A)
実績	円	10 千円 × 週 =	千円 (A)

## 4 添付書類

- (1) 研修日誌の写し（実績報告の場合）
- (2) 研修レポートの写し（実績報告の場合）

年度新規就農者の里親育成事業（お試し就農促進事業）  
研修実施計画（実績報告書）

1 就農希望者の概要

ふりがな 氏名	(姓).....		(名).....			
生年月日	S H	年 月 日	年齢	歳	区分	農家出身・非農家出身
現住所	〒					
出身県		出身 学校	農業高校・県立農業大学校・大学農学部・その他			
将来の就農 ビジョン（予定）	※該当するものに○し、下線部を記入すること。 ア. 独立自営就農（就農希望地：_____市・町） イ. 親元（_____市・町）で親と異なる部門の経営を開始 ウ. その他（_____）					
	就農希望時期	_____年 月 日				
農業経験の有無 （研修を含む）	有（研修・雇用就農・自営） ・ 無					
	作目					
	期間	_____年 月 日 ～ _____年 月 日				
里親での研修に 至った経緯	ア. 新・農業人フェア    イ. 県内相談会    ウ. ハローワーク エ. 香川県新規就農相談センターの紹介    オ. 知人等の紹介 カ. その他（_____）					

2 里親研修計画

(1) 里親概要

里親氏名	
研修期間	_____年 月 日 ～ _____年 月 日（ _____日間）

### 3 事業費

区分	事業費	内 訳
計画	円	10 千円 × 週 = 千円 (A)
実績	円	10 千円 × 週 = 千円 (A)

### 4 添付書類

- (1) 研修日誌の写し (実績報告の場合)
- (2) 研修レポートの写し (実績報告の場合)

年度

新規就農者の経営発展支援事業実施計画書（実績報告書）

市町名	
事業種目名	※
事業実施主体名 (地区名)	

注)※については、実施要領別表1の事業種目を記入すること。

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容及び事業費等

事業実施 主体	受益面積		事業の内容	工種又は 施設区分	構造、 規格	事業費	負 担 区 分			備考
	作目名	作付 面積					県補助金	市町費	その他	
		ha				円	円	円	円	施行予定等

(注) 1 受益面積の欄は、上段に就農計画等の目標年度（就農5年目）の状況、下段に事業実施年度の翌々年度の目標を記入する。

2 備考欄には、予定工期、設置場所、借入予定資金名・金額等を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額する場合には「除税額〇〇〇円 うち県補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

## 3 添付書類

### (1) 農業用機械

ア 導入しようとする農業用機械の見積書及びカタログ

イ 機械の規模決定及び利用面積等算出調書

ウ 管理運営規程

エ 導入する農業用機械等の収支計画

オ 事業実施主体が認定新規就農者・認定就農者にあつては、認定書（写し）及び就農計画（写し）、認定農業者にあつては、認定書（写し）及び農業経営改善計画（写し）、人・農地プランに位置づけられた新規就農者にあつては、人・農地プラン（写し）

カ その他知事が特に必要と認めるもの

(2) 農業用施設

- ア 施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書、導入施設のカタログ
- イ 施設導入の根拠調書（作物別栽培面積を算出した書類など）及び目標年次における施設利用計画図
- ウ 管理運営規程
- エ 事業実施主体が認定新規就農者・認定就農者にあつては、認定書（写し）及び就農計画（写し）、認定農業者にあつては、認定書（写し）及び農業経営改善計画（写し）、人・農地プランに位置づけられた新規就農者にあつては、人・農地プラン（写し）
- オ その他知事が特に必要と認めるもの

(3) 作業場及び農機具格納庫

- ア 施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書、導入施設のカタログ
- イ 施設導入の根拠調書（格納する機械等の所要床面積、作業場部分や事務作業部分の床面積を算出した書類など）及び目標年次における施設利用計画図
- ウ 管理運営規程
- エ 事業実施主体が認定新規就農者・認定就農者にあつては、認定書（写し）及び就農計画（写し）、認定農業者にあつては、認定書（写し）及び農業経営改善計画（写し）、人・農地プランに位置づけられた新規就農者にあつては、人・農地プラン（写し）
- オ その他知事が特に必要と認めるもの



(参考) 農業用機械・施設導入の根拠調書

1 事業実施主体名：

2 今回導入分機械の概要

機械名 (型式)	規格・能力	台数	対象作業名	受益面積 (㎡)	受益延べ面積 (㎡)

3 既存機械の概要

機械名 (型式)	規格・能力	台数	対象作業名	利用面積 (㎡)	導入年月日

4 施設の利用概要 (導入機械毎に作成すること)

(1) 機械名：

対象作物名：

各用途別面積 (㎡)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作付け体系													
導入分	作業名及び面積												
既存分	作業名及び面積												

(注) 作付け体系は ☆：播種 ○：移植 □：収穫として記入。

(2) 利用期間

導入機械名	作業名	利用期間	作業延べ日数	作業ピーク期間	ピーク日数
		月～ 月	日	月 日～ 月 日	

(3) 導入機械規模決定根拠

導入機械名	1時間当たり作業可能面積 (A)	作業効率 (B)	1日当たり実作業時間 (C)	1日当たり作業可能面積 (D=A*B*C)	作業ピーク期間の日数 (E)	ピーク期間中の作業可能面積 (F=D*E)
	m <sup>2</sup>	%	時間	m <sup>2</sup>	日	m <sup>2</sup>

(注) 作業ピーク期間とは、導入機械の利用可能面積のほぼ100%を消化する期間であり、また、気象等によって作業が不可能となった日を含む連続した期間のこととする。

(4) 導入機械作業可能面積

導入機械名	規格・能力	作業可能面積範囲
		～

(注) カタログ等から作業可能面積範囲を算出するとともに、その算出方法及び根拠となる資料を添付すること。

5 施設の施行方法及び施行業者選定方法の計画

施行方法		直営施行・請負施行 (いずれかに○)
業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・随意契約 (いずれかに○)
指名競争入札による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

(参考) 農業用施設の根拠調書

1 事業実施主体名：

2 施設設置予定場所（用地の取得状況）

施設名	導入予定場所	面積（㎡）	用地の取得時期 （年月）	備考

(注) 取得時期は、購入時期あるいは長期貸借契約を締結した時期を記入のこと。備考には取得完了日などを記入すること。

3 施設の利用概要（導入施設毎に作成すること）

(1) 施設名：

対象作物名：

各用途別床面積 （㎡）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作付け体系													
導入分	作業名及び面積												
既存分	作業名及び面積												

(注) 作付け体系は ☆：播種 ○：移植 □：収穫として記入。

4 施設の施行方法及び施行業者選定方法の計画

施行方法		直営施行・請負施行・委託施行・代行施行 (いずれかに○)
施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・代行施行における 競争見積・随意契約 (いずれかに○)
指名競争入札・代行施行による場合	指名業者選定の考え方	
	代行施行業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・代行施行における 競争見積・随意契約 (いずれかに○)
	指名・代行施行候補業者名	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

(参考) 作業場及び農機具格納庫導入の根拠調書

1 事業実施主体名：

2 施設設置予定場所（用地の取得状況）

施設名	導入予定場所	面積（㎡）	用地の取得時期 （年月）	備考

(注) 取得時期は、購入時期あるいは長期貸借契約を締結した時期を記入のこと。備考には取得方法や農地転用手続き完了日などを記入すること。

3 施設の利用計画

区分	各用途別床 面積（㎡）	年間利 用日数	月 別 利 用 計 画											
			1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
格納庫														
作業場														
計														

(注) 1 年間利用日数は、就農計画の目標年度（就農5年目）の数値を記入することとし、格納庫については農機具の格納に使用する日数、作業場については作業で使用する日数を記入のこと。

2 月別利用計画には格納する農機具や作業名と ← → を記入すること。

4 施設の施行方法及び施行業者選定方法の計画

施行方法		直営施行・請負施行・委託施行・代行施行 (いずれかに○)
施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・代行施行における 競争見積・随意契約 (いずれかに○)
指名競争入札・代 行施行による場合	指名業者選定の 考え方	
	代行施行業者選 定方法	一般競争入札・指名競争入札・代行施行における 競争見積・随意契約 (いずれかに○)
	指名・代行施行候 補業者名	
随意契約による場 合	随意契約を選択 する理由	
	価格の適正性の 判断基準	
	候補業者名	

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿  
(○○市町長)

○○市町長

住所  
氏名  
(法人の場合は法人名及び代表者氏名)

年度新規就農者サポート事業の実施計画書の変更について

年 月 日付け第 号で承認のあった事業実施計画書について変更したいので、  
関係書類を添えて申請する。

(注) 関係書類は、別記様式第1-1号から別記様式第1-4号に準じて作成すること。

香川県知事 ○○○○ 殿  
(○○市町長)

○○市町長  
住所  
氏名  
(法人の場合は法人名及び代表者氏名)

年度新規就農者サポート事業の実績報告について

新規就農者サポート事業実施要領（平成24年4月1日付け23農経第59815号香川県農政水産部長通知）第4に基づき、事業の実績を報告する。

- (注) 関係書類は、別記様式第1-1号から別記様式第1-4号に準じて作成すること。  
この場合、同様式中「計画」を「実績」と書換えること。  
計画と実績で二段書きとし、計画の数字を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿  
(○○市町長)

○○市町長  
住所  
氏名  
(法人の場合は法人名及び代表者氏名)

年度新規就農者サポート事業の実施状況報告について

新規就農者サポート事業実施要領（平成24年4月1日付け23農経第59815号香川県農政水産部長通知）第5に基づき、関係書類を添えて報告する。

- (注) 関係書類として、
- ・新規就農者の里親育成事業（のれん分け就農促進事業）は別記様式第4-1号
  - ・新規就農者の経営発展支援事業は別記様式第4-2号
- を添付すること。

年度新規就農者の里親育成事業  
実施状況報告書

事業実施主体名  
報告年度 年度

1 研修生の概要

研修生の氏名	
研修生の住所	
就農年月	年 月
就農場所	

2 研修生の独立・自営就農の状況  
(事業実施翌年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

(翌々年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

(翌々々年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

3 添付資料

農業経営の状況がわかる写真



年度新規就農者の経営発展支援事業  
実施状況報告書

事業実施主体名

実施年度

年度

導入施設

1 農業経営の状況  
(事業実施年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

(翌年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

(翌々年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

(翌々々年度)

経営作目	年度			備考
	作付面積(a)	販売量(t)	販売金額(千円)	
合 計				

## 2 機械・施設の利用率

施設区分	年間利用 日数 (計画時)	実施年度 ( 年度)		翌年度 ( 年 度)		翌々度 ( 年度)		翌々々年度 ( 年度)	
		利用日数	率	利用日数	率	利用日数	率	利用日数	率

(注) 1 作業場、農機具格納庫、農業用機械・施設など施設区分ごとに記入すること。

2 利用日数は、格納庫については農機具の格納に使用した日数、作業場・農業用機械については作業で使用した日数、農業用施設については作物栽培で使用した日数を記入のこと。

3 率は、各年度の利用日数÷計画時における年間利用日数×100 とする。

## 3 事業効果及び改善方策

## 4 添付資料

- (1) 事業実施主体の決算書
- (2) 農業経営の状況がわかる写真

参考様式1号

年度新規就農者の里親育成事業研修日誌（ 年 月）

研修日誌

研修生氏名：

日	曜日	研修の内容	研修時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
合 計			

里親の確認：里親名

